

社会福祉法人竹伸会 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人竹伸会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、無報酬とする。

(費用弁償)

第3条 役員が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。施設長等の施設職員が役員の場合は職員給与規程による通勤手当や旅費として支弁する。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づきその実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 理事会及び評議員会に出席した場合の費用弁償

交通費 2,000 円

(2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償

交通費 2,000 円

(改 廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。